

長野県社会福祉士会 NEWS

第210号
2025/9/1



発行▶公益社団法人長野県社会福祉士会
会長 吉澤 利政
事務局▶〒380-0836長野市南県町685-2
長野県食糧会館6F
編集▶広報編集委員会
発行部数▶2,450部

TEL▶026-266-0294 FAX▶026-266-0339 E-mail▶info@nacs.jp HP▶https://nacs.jp/

巻頭言 視点を変えて、視野を広げて、
ソーシャルワークを考えること……………1
「地域共生社会の共同創造とソーシャルワーク
～新たな価値を経験者と語る～」……………2～3
福祉活動委員会学習会……………4
中信地区学習会……………4

contents

長野県社会福祉士会の虐待防止の取組み……………5
特集 地域で虐待を防ぐための取り組みについて…6～7
リレーエッセイ……………8
信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～ …8
今後の予定……………8
編集後記……………8

巻頭言 視点を変えて、視野を広げて、 ソーシャルワークを考えること

北 原 俊 憲（公益社団法人長野県社会福祉士会 副会長）

私が社会福祉士会に入会して地区理事等を務めることもありましたが、その大半は、ぱあとなあながのの活動を通じて「成年後見制度」や「権利擁護」に重きを置いて、会務に取り組んできました。

6月の定時総会において、県士会副会長という大役を仰せつかり、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いで、副会長として臨む最初の会務として「ソーシャルワーカーデー」*1に参加しました。

今年のテーマは『地域共生社会の共同創造とソーシャルワーク ～新たな価値を経験者と語る～』と題し、7月13日(日)に長野大学を会場にハイブリット形式で開催されました。事前打ち合わせに参加を希望していたものの、私自身がこれまで向き合うことが乏しかった壮大なテーマに、当日のシンポジウムを迎えるまで、正直なところ怖気づいていました。

そんな及び腰で、会場に足を踏み入れ参加した「ソーシャルワーカーデー」の企画を簡単にまとめるとこんな様子でした。

「講演 べてるの家の活動と地域創造」では、べてるの家のメンバーとソーシャルワーカーが、北海道浦河町からZoomで社会生活スキルトレーニング（SST）の実践をお話いただき、歴史と活動の軌跡と現状を伝えていただきました。

「シンポジウム 主催4団体*2による報告」では、地域共生社会の共同創造について、さまざまな立場の経験者（4団体代表の当事者）の活動から、ソーシャルワークの果たす役割と可能性を探究し、新たな価値に基づく実践を考える機会となりました。

また、「企画写真展」では、「ソーシャルワーカーのまなざし」として、言葉や文章では伝わりにくい、私たちソーシャルワーカーの実践活動を、写真を通じて温かく伝えていただきました。

これまで、私自身が主に取り組んできた後見事務は、「ソーシャルワークの新たな実践活動のひとつ」と考えてきました。ぱあとなあながのの活動から少し距離を置いた今、今回の講演やシンポジウムを通じて「ソーシャルワークの新しい価値基盤について」、ソーシャルワークの守備範囲は、利用者個人にとどまらず、利用者が暮らす社会にはたらきかけることも重要であると改めて感じました。このように感じたのは、昨年秋に参加した「倫理綱領研修」で受けた学びも根底にあったからかもしれません。

ソーシャルワークを実践する際、何らかの社会的困難に陥っているクライアントをワーカーの「価値」観で「裁かない」こと。一人ひとりに「価値」観があり一人ひとりが形成する社会にも「価値」があることを理解し「受容」すること。そして、社会的「価値」は時として多数決により形成されることがあり、社会的「価値」の根源を「再確認」をし、一人ひとりの「価値」を「尊重」していくことの大切さを改めて感じました。

今回の企画の当番を務められた長野県精神保健福祉士協会会長・二宮美和氏のまとめ言葉を借りれば、『テーマとして挙げました「共生社会」「共同創造」は、ソーシャルワークにおける実践と理論を行きつ戻りつし、今も、これからも探究しながら取り組んでいくところです。（中略）これらまだ抽象的な部分を残す概念について、参加者自らが問うていただきたい希望（ねらい）もあり、結論付けが難しい性質のシンポジウムだったかとも思われます。』とあり、参加された皆さんはそれぞれに感じたことがあったと感じました。

一人ひとりができること、ソーシャルワークを探究するとともに、視点や視野を広げることの大切さを痛感し、これからの副会長という大役に臨むにあたり、背中を押してもらえたような気がします。

（※1・※2の説明は3ページ下にあります）

2025年度ソーシャルワーカーデー4団体主催企画

「地域共生社会の共同創造とソーシャルワーク ～新たな価値を経験者と語る～」

2025年度の長野県ソーシャルワーカーデー「ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性を考えるフォーラム」は7月13日に長野大学（上田市）を会場に直面とオンラインのハイブリッドにより開催し、会場90名、オンライン77名の計167名が参加しました。長野県精神保健福祉士協会の主管で「地域共生社会の共同創造とソーシャルワーク～新たな価値を経験者と語る～」をテーマに、社会福祉法人浦河べてるの家のスタッフと当事者が活動と地域創造について講演。後半のシンポジウムでは主催4団体からの実践報告などを行いました。

講演

べてるの家の活動と地域創造

池松 麻穂 氏（社会福祉法人浦河べてるの家 ソーシャルワーカー）

「浦河べてるの家」は精神疾患のある仲間たちが中心になって1980年代に発足したグループが90年代に有限会社を設立。その頃、日本に入ってきたSST（ソーシャルスキルトレーニング）をいち早く取り入れた。自分たちの幻覚妄想の中で仲間たちに豊かな恵みをもたらしたものを表彰する「幻覚妄想大会」も「べてるまつり」にあわせて毎年開催している。障がいを経験した当事者が、大切な地域の担い手、必要な人材として活かされ、社会貢献することを支える活動を目的としている。

社会福祉法人として公益的な取組を行う上で当事者研究（後述）や地域活動も大事にしている。社会貢献としては、地域産業とコミットした商品開発を大事にしている。昆布の商品化、夏イチゴを使った商品開発も行っている。職員が特殊清掃の資格を取り、いわゆる「ごみ屋敷」の清掃や、手の足りない農家の仕事の請負も行っている。

「まちで暮らすこと」を大事にしている。グループホームを12棟（定員65名）持っている。ほかにも家族と暮らす方、公営住宅で暮らす方もたくさんいる。こういった仕事や暮らしを支えるために重要なのは「自分を助ける」こと。「当たり前」の苦労の取り戻しとして、一方的に保護されるのではなく、自分で自分を助ける、地域で働きくらし子育てに挑戦するということを大切にしている。本人を中心に応援ミーティングなども行っている。

私たちの活動を支えているのは「当事者研究」が中心かと思う。困難を抱える当事者が専門家や支援者に自分の困難の解決を丸投げするのではなく、類似した困難を持つ仲間とのやり取りを通じ、困難のメカニズムや対処法について研究していく。これは決して当事者だけのツールではなく、スタッフにも活用できる。べてるでは働きやすい職場を目指して、職員が当事者研究の発表会もしている。

向谷地 生良 氏（社会福祉法人浦河べてるの家 理事長）

私が浦川赤十字病院精神科病棟にソーシャルワーカー第一号として赴任したのが50年近く前。そこから全てが始まった。[断酒会の写真を紹介しながら] アディクション（依存症）領域の援助観から学んだことは「ちゃんと語る言葉を取り戻すことで回復する」ということ。仲間の力、地域のネットワーク力が大事だということ。そして一番大事なのは回復の邪魔をしない謙虚な専門家との出会い。それが当事者の中にある「回復しようとする力」をよみがえらせる。

当事者研究の可能性ということ言えば、精神障がいなどを経験した当事者の持つ生きにくさ、内在化された経験を大切なリソース、生活知として社会に生かし学ぶというあり方を大切にする。自分のことについては当事者が最も知り、判断できる立場にある。しかし逆に「知る」ということは自分のことであればあるほど難しい。だからこそ協働する。

そんな中で、ソーシャルワーク実践は、新たなテーマを示されているような気がする。それが「対話実践」。対話的であることとソーシャルワーカーであることを突き合わせる中で私たちの実践を考えていかなければならないと考えている。

地域課題を当事者・市民と向き合いながら研究的に担っていく「コミュニティ・ラボ」を地域の中に生み出したい。当事者が語り出したことに連なるように地域の方が地域のことに関心を向け解決する手段として町の人みんなが自分の言葉を取り戻したときに地域は変わると思っている。こういう一つのアクションリサーチとしての当事者研究がいろんな地域に根差して地域を元気にしてくれればと期待している。

シンポジウム 『地域共生社会の共同創造とソーシャルワーク』

シンポジスト：

西澤亜紀氏（北アルプス医療センターあづみ病院）
＝長野県医療ソーシャルワーカー協会

西村昭太氏（NPO法人ケ・セラ、
ケ・セラ社会福祉士事務所）
＝長野県社会福祉士会

秋山紅葉氏（NPO法人場作りネット）
＝長野県精神保健福祉士協会

島田千穂氏（佐久大学）＝日本ソーシャルワーク教育学
校連盟関東甲信越ブロック長野県支部

座長：東條知子氏（長野県精神保健福祉士協会）



西澤 亜紀 氏（長野県医療ソーシャルワーカー協会）

病院のソーシャルワーカーとして考える地域共生社会の創造とは、患者としてではなく、その人として、その人らしさを大切にしたいかかわりを目指して、「地域で暮らす人」という視点で考えることである。患者さんの日常の部分、健康だった頃を再起動させる話を聴かせてもらうことで、医療者と双方向の「共支援的な関係」が築くことができる。

西村 昭太 氏（長野県社会福祉士会）

ケ・セラの法人理念に「障害者自らの音楽活動や他の分野の芸術活動を通じての障害者自立支援事業や障害者が暮らしやすい街作りに関する事業を行い」とあるように、音楽をなりわいとした当事者の力を大事にする活動を展開している。ピアサポーターの養成など当事者が地域で活躍することが共生社会のための地域づくりに繋がっている。

秋山 紅葉 氏（長野県精神保健福祉士協会）

やどかりハウスは、2020年夏コロナ禍、上田地域の商店街にある劇場を開き、誰でも困ったら泊まれる宿を合言葉にスタートした。女性のためのお茶会やトラウマ勉強会、ジジバババンク、食堂、オープンチャットなどを自分たちの場は自分たちで作るを目指し展開。これからは人々がつながり、応答関係の持てる社会へ、場やあり方をデザインする関係性モデルが大切になる。

島田 千穂 氏（日本ソーシャルワーク教育学校連盟関東甲信越ブロック長野県支部）

ライフワークとしてエンドオブライフケアの研究や追求してきた。それは、人生の最期まで自分らしさを支える、身近な社会関係や社会とのつながりから成り立つもの、居心地良い社会・文化を創造すること。多様な主体が参画し、地域を創っていく地域共生社会と通ずるところがある。苦しみ・悲しみを、共有し、そこから力を得て行動することを通じて共生社会が創られるが、そのためには苦しみ・悲しみを言語化することができる場や関わりが必要と言える。

【まとめ】

東條 知子 氏（長野県精神保健福祉士協会）

今日話を聞いて、精神保健福祉士の資格を取ったときに先輩から「私たちの仕事は言葉が道具。いかに言葉をしっかりと伝えながら仕事ができるかが大事」と言われたことを思い出した。「言葉にする」とは、もちろん考えを整理して伝えるということもあるが、言葉にしたからこそ実践が付いて回ってくる。ソーシャルワーカーの共通のワードって何だろうということをもみなと一緒に考えられればいいなと思った。

当事者と一緒にやっというということも勉強になったと思う。日々、相手の方を理解して尊敬しながら仕事ができるかというのを肝に銘じた。

1 ページ「巻頭言」の解説

※1 「ソーシャルワーカーデー」

社会福祉関係の全国17団体で構成するソーシャルケアサービス従事者研究協議会は、「海の日」をわが国のソーシャルワーカーデーと定め、ソーシャルワーカーの理解と普及のための活動を行っています。

※2 「主催4団体」

一般社団法人 長野県医療ソーシャルワーカー協会・長野県精神保健福祉士協会・公益社団法人 長野県社会福祉士会・日本ソーシャルワーク教育学校連盟関東甲信越ブロック長野県支部

人材確保・定着の課題を語る「ネットワークで取り組みを」

福祉活動委員会学習会は6月25日、「福祉人材の『雇用・定着』現状と課題」をテーマにオンラインで開催（北信地区と合同）し、会員20名が参加した。

はじめに委員会から労働力不足、福祉人材、社会福祉士の就労状況について説明。令和2年度の社会福祉士就労状況調査で「今後仕事で最も重視すること」が①やりたい仕事ができる26%、②心身の健康維持22%、③給与・賃金16%、④職場の雰囲気・人間関係15%…だったと報告。そのうえで人材獲得のための方法として、国に介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定を、自治体には独自の支援制度（家賃補助、奨学金返済支援、資格取得支援など）の創設・拡充を働きかけることを提案。あわせて事業所でも業務効率化など経営改善による原資確保や魅力ある人事制度の構築などの工夫により「働く仲間にやさしい職場、自分を大切にできる環境」づくりをすること、それらの実現のためには一個人・一法人だけでなく仲間との連携（ネットワーク）を展開して課題解決に取り組むことが大切とした。



各分野からの報告では、次のような課題や意見が出された。

- ◎子ども分野：スクールソーシャルワーカーは「子どもの権利」の視点でアプローチする福祉の専門家であり、その専門性を発揮するためには、雇用の安定と適正賃金の保障が不可欠。
- ◎高齢者分野：介護施設の相談員、ケアマネジャーなどの募集はあっても社会福祉士としての募集は頻繁に行われていない。募集をしても応募がないのが現状。
- ◎障がい分野：相談支援専門員はほとんどが“独り職場”。管理職レベルと現場支援レベルとうまくつなげる仕組みづくりが必要。
- ◎地域福祉分野：求人を行っても実際の雇用に結びつきにくい。求職者からは「土日は休みたい」「午後4時には帰りたい」という要望が増えている。

中信地区学習会

「新人・若手・未加入者のための名刺交換・交流会」

逸見 海斗（下諏訪町社会福祉協議会）



7月19日(土)に塩尻市市民交流センター（えんぱーく）で開催された「新人・若手・未加入者のための名刺交換・交流会」（中信地区主催）に参加させていただきました。当日は、18名の参加者がワールドカフェ形式で交流しました。

5つのグループを入れ替え、提示されたテーマについてお菓子を食べながら話し合いました。なぜ社会福祉士になったのか、仕事のやりがい、モヤモヤなど5つのテーマがありました。ポジティブな話もネガティブな話も関わっている分野が違って共通の思いがあることも分かり、たくさんのお話ができ、時間が足りないほどでした。

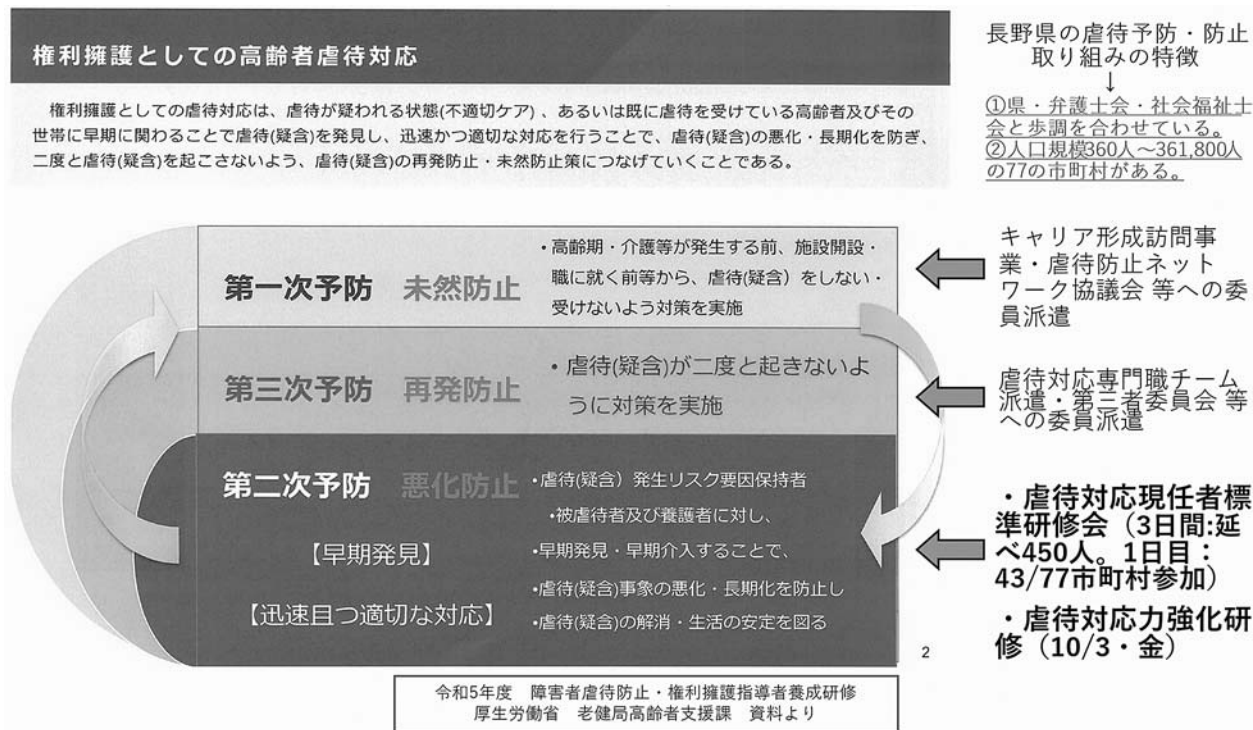
高齢者、障がい児、保育、成年後見、地域福祉などさまざまな分野に携わる方とお話することができました。社会福祉士の活躍のフィールドの広さを改めて感じるとともに、同じ資格を持つ仲間が活躍しているんだとエールをもらえました。社会福祉士会のこうした集まりに参加するのは初めてでしたが、多くの方とお話することができ、分野は違って多くの仲間がいるんだと実感することができました。

このような機会を作っていただいた中信地区役員の皆様、参加者の皆様、ありがとうございました。

長野県社会福祉士会の虐待防止の取組み

虐待対応委員会委員長 渋 沢 昌 記

長野県の虐待予防・防止の取り組みの特徴としては、長野県・長野県弁護士会・長野県社会福祉士会が三位一体となり、歩調を合わせて企画運営していることにあります。



令和7年度の「虐待対応現任者標準研修(講義・養護者虐待対応演習Ⅰ・養介護施設従事者等虐待対応演習Ⅱ)」におきましては、三日間で延べ450人のご参加を得ています。1日目の講義では77分の43市町村の参加をいただくことができました。これは全体の56%に当たります。

毎年この研修会を行っておりますが、このところ国マニュアルの改定が毎年のようにあり、虐待対応を通じた、「権利擁護支援に結びつくような、より具体的な内容に変わってきている」と感じています。当初は「虐待対応の初任者向けの内容」でしたが、現在は「虐待対応の一義的責務を担う行政の担当者の方々が繰り返し学んでいただく内容」に変わってきています。

このような背景もあり、未参加の市町村担当者の皆様を含め、より参加しやすい開催場所、日時、方法、研修内容に精度を上げていく努力をしていく必要があると考えています。

また、虐待対応の一次予防、二次予防、三次予防におきましては、図にありますとおり、一次予防として「キャリア形成訪問事業」や「虐待防止ネットワーク協議会」等への委員派遣があり、福祉事業所等に講師を派遣し、虐待をしない、受けないようにするには、どうしたら良いかといったことをお伝えしています。

また、二次予防といたしましては、先の「虐待対応現任者標準研修」の他、「虐待対応力強化研修」と称して標準研修をフォローする形で毎年秋ごろ(今年度は10月3日金に予定)実施しております。

次に虐待対応の第三次予防としましては、「虐待対応専門職チーム派遣」や虐待が起きてしまった施設・事業所等への「第三者委員会への委員派遣」等にも協力させていただいております。いずれも長野県社会福祉士会事務局が窓口となっておりますので、必要に応じてご相談いただきたいと思います。

こうした機会を通じまして、県民の権利擁護支援つながら、長野県・長野県弁護士会・長野県社会福祉士会が共働しながら、虐待対応と防止に向けて共に学び、実践できるようにしていきたいと考えています。



地域で虐待を防ぐための 取り組みについて

氏 名：五十嵐 眞奈美

所 属：小諸市 福祉課

業務内容：

障がい福祉を担当する係に所属、知的障がい、障がいのあるお子さんのケースワーカーをメインに、権利擁護業務（虐待対応や成年後見市長申立事務）や自立支援協議会の事業所等連絡会運営、市の包括的支援体制検討などを行っています。

癒やしの時間：

学生時代から応援しているバンド（スターダスト☆レビュー）のコンサートに出かけています。県内の会場はもちろん、時には県外に飛び出して、日常を忘れ、歌と演奏とトークに癒され、他の観客の皆さんと歌い踊ってフル充電しています☆



氏 名：若月 大樹

所 属：メディカルケア株式会社

業務内容：

高齢者向けの介護施設で管理者を務めています。サービスの質向上や職員の教育、法令遵守、収支の管理、職場環境づくりなど、幅広い業務に携わっています。特に職員の育成と働きやすい環境づくりに力を入れ、虐待を未然に防ぐ職場づくりを大切にしています。また、地域と連携し、高齢者や家族の孤立を防ぐ交流の場づくりにも積極的に取り組んでいます。

癒やしの時間：

虐待防止には、心を緩める時間が不可欠だと感じています。私にとっての癒やしは、家族と過ごす何気ないひとときです。休日には子どもと一緒にシャボン玉を飛ばしたり、お風呂で歌を歌ったり、寝る前に絵本を読む時間が、忙しい毎日を支えてくれるエネルギー源になっています。



① 地域や職場で起きている虐待についての思い、考えていることは？

高齢福祉課を含めると、10年ほど行政の虐待担当として対応しています。常に意識していることは、『ご本人の生命・尊厳は守られているか』という視点と、『虐待をしてしまった人・受けている人の虐待の認識は問わない』ということです。養護者虐待も施設従事者虐待もその原因や背景は様々ですが、前述の2点はふれずに、虐待の有無の判断・虐待解消に向けた対応を行っています。対応方法等に悩む場面では、地域包括・基幹センター・県の虐待担当・事業所の相談員さんなど同じ社会福祉士の皆さんに助けをいただき本当に心強いです。

② 社会福祉士として自身が虐待を防ぐためにできることは？

虐待防止に向けて、障害者虐待と虐待防止法について、市の広報紙への掲載や事業所等連絡会・障害者虐待防止センター連絡会で市民や関係機関（サービス事業所・養護学校・医師・警察・消防・民生委員等）に周知を行っています。ご本人に関わる様々な人が権利擁護の視点を持って、虐待に至る前の小さな芽の段階で「おや？」と気づけ、動ける（相談できる）地域を皆さんとつくっていききたいです。

③ 地域や職場全体が、虐待を防ぐためにできることは？

日頃からの『つながり』を大切にして、虐待に至る前の小さな芽の段階でSOSを発信でき、それを受け止め、対応できる職場や地域をつくっていくことが大切だと思います。行政に所属する社会福祉士として『権利擁護』や『尊厳を守る』視点を常に意識し、地域共生社会実現に向けた施策に取り組んでいきたいです。

① 地域や職場で起きている虐待についての思い、考えていることは？

虐待は特別な状況だけでなく、日常の中にも潜んでいます。介護職員の疲労や家族の孤立、支援体制の不足といった背景から、誰もが加害・被害の当事者になり得ます。職員同士の関係がこじれ、現場の雰囲気が悪くなったことがありました。そうした空気が虐待のきっかけにもなり得ると痛感しました。早期の気づきと声かけ、地域や職場全体の見守りの目が欠かせないと感じています。

② 社会福祉士として自身が虐待を防ぐためにできることは？

社会福祉士として大切なのは、虐待のサインに気づき、声を上げ、必要な支援につなぐことだと考えます。ご家族の様子に違和感を覚え、時間をかけて話を聞いたことで、介護疲れが原因と分かり、包括支援センターと連携して支援につなげたことがありました。この経験から、施設内だけでなく外部との協力を得ることでより良い支援が実現できると実感しました。制度や地域資源を活用し、支援が継続できる仕組みづくりが、再発防止につながると信じています。

③ 地域や職場全体が、虐待を防ぐためにできることは？

虐待を防ぐには、「気づき」「声かけ」「つながり」の3つが重要です。日頃から顔の見える関係性を築き、小さな変化にも気づける環境づくりが、虐待の未然防止につながります。私の職場では、申し送りでの情報共有に加え、定期的な個別面談を行い、職員が安心して気持ちを話せる場を設けています。こうした積み重ねが、職員の孤立やストレスを軽減し、虐待の芽を摘むことにつながると感じています。

社会福祉士は、虐待の予防、早期発見などの対応を専門的知識に基づき適切に行うよう努めるという責務を負う立場にあります。クライアントの権利擁護のために虐待防止にどう取り組むべきか。その思いと、職場や地域での実践について、各地区の会員から寄稿いただきました。

氏 名：北林 邦彦

所 属：社会福祉法人アルプス福祉会

業務内容：

アルプス福祉会は松本市にあり、いくつかの障がい福祉サービス事業を行っています。私は4月からサービス等利用計画を作成する相談支援センター ライフアシストに勤務しています。それ以前は法人内の生活介護事業や委託相談の業務をしていました。

癒やしの時間：

コーヒーを飲んだり、甘いものを食べたりする時間です。



氏 名：宮下 恵里

所 属：松川町役場 保健福祉課 福祉係

業務内容：

障がいの方の相談、生活保護の方の相談、生活困窮の方の相談にのっています。

癒やしの時間：

最近はなかなかとれませんが、娘2人と愛犬と近所を散歩することです。娘と手をつないで歩くことが癒しです。



① 地域や職場で起きている虐待についての思い、考えていることは？

虐待というと虐待をした人の個人的な課題と捉えてしまうこともあるのですが、職場環境の要因も大きいと考えています。日頃の支援について虐待にあたらないのかなどの振り返りができているのか、職員個人の業務負担が大きく肉体的、精神的に追い込まれていないのか、相談や助けを呼ぶことができるのかなどの職場の環境面も大きく関わってきます。また、ご家族からの虐待なども支援が入ることで防げたのではないかなと思うこともあります。

② 社会福祉士として自身が虐待を防ぐためにできることは？

自身が虐待を防ぐために考えていることとして、困難な事例の時には自身で抱え込まず周りの職員や他事業所の職員に助けを求めることを意識しています。自分だけで難しいことを抱えてしまうと、いい解決策が出ず、精神的に追い込まれ虐待につながる恐れもあります。そのときに事業所内や支援チームなどで経験のある職員、専門的な知識を持つ職員と一緒に考えられると負担も軽くなり、防止に繋がると思います。

③ 地域や職場全体が、虐待を防ぐためにできることは？

普段から現在している支援が本当に虐待につながらないかを職場で話し合えると虐待防止につながるのではないのでしょうか。支援の中で小さな違和感や心配なことを出し合える環境だと事前に防ぐ方法なども考えられます。また、そういった話が出しやすい職場環境だと個人の支援に対しての精神的な負担も軽減されますし、支援の質の向上にもつながるでしょう。またこういったことが虐待となるのかを学習する機会も必要だと思います。

① 地域や職場で起きている虐待についての思い、考えていることは？

虐待をしたくてしているケースよりも、虐待だと気づかないでしているケースが圧倒的に多いと感じています。

虐待対応する時は、相談を聞く支援とは全く視点を変えて対応する必要があることを肝に銘じて対応することをいつも考えています。

② 社会福祉士として自身が虐待を防ぐためにできることは？

虐待につながりそうなケースはネットワークを作るようにしています。一人で対応しないで、複数のネットワークで情報をとれるように関係機関へつなげるよう努力しています。自宅へ訪問して、家の中で話を聞くようにします。家に上がらせてもらえるようにコミュニケーションしています。家に入ることで虐待の抑止力、防止につながると思うからです。

③ 地域や職場全体が、虐待を防ぐためにできることは？

虐待の可能性を無視しないこと。可能性があることを共有し、何ができるか考える力をチーム全体で高められるような地域にすること。

「障がいのある方の働くをサポートする機関」

松 井 絢 子（上小圏域障害就業・生活支援センターSHAKE（シェイク））

今年4月より上小圏域障害就業・生活支援センターSHAKEへ異動（出向）してきました。

SHAKEは通称ポツセンターと呼ばれていて、長野労働局と長野県の業務委託を受け、障がいがある方の就労、生活のサポートをする機関になっています。具体的には、相談を受けて、就職の準備に必要な機関へつないだり、求職活動のためにハローワークの同行、実習の支援、履歴書の書き方、面接同行、就職後の定着支援で企業を訪問したり、面談などを行います。まだ、SHAKEに来て数か月、日々分からないことが多く、企業を訪問することも増え、緊張して冷や汗をかいています。

SHAKEには私の他に3名のスタッフがいます。スタッフ同士、支援方法や時には愚痴を話しながら、日々ハンディキャップのある方の働きたいを応援しています。

ご相談に障害者手帳の有無、年齢は問いませんので、お気軽にご連絡いただけたらと思っています。



*次号は、東信教育事務所スクールソーシャルワーカー 小林 翠さんにバトンタッチします。

信州ぐるっと!! ～県内の特色ある福祉活動を紹介～

共に支える仲間を——長野地区BBS会からのお願い

大 澤 彩（長野県地域生活定着支援センター）



地域と更生保護をつなぐ架け橋として、犯罪や非行からの再出発を支えるボランティア団体があります。BBS会は、さまざまな問題を抱える少年に対し、兄や姉のような立場で寄り添い、その成長を支える青年ボランティア団体です。

長野地区BBS会は1952年に発足し、2012年まで活動していましたが、会員の減少により休会となっていました。約20年ぶりの2023年にBBS運動の基本原則が改訂され、対象が「非行少年」から「生きづらさを抱える子ども・若者」へ広がった

ことを機に、復活への機運が高まり、今年度より本格的な活動を再開しています。県内では松本・岡谷地区も活動を継続中です。

本運動の起源は、大学生による戦災孤児への寄り添いにありました。現在もその精神を受け継ぎ、学生会員を中心に会を再構築し、更生支援に関心のある社会人会員がそれを支えています。主な活動には、保護観察対象者との「ともだち活動」、児童養護施設での学習支援、松本少年刑務所の受刑者との文通などがあり、関係機関と連携しながら多様な支援を展開しています。

「同じ目線で、ともだちとして寄り添う」ことを大切にしている当会には年齢制限はありません。こうした活動に関心のある社会人の皆さまのご参加を、心よりお待ちしております。

今後の予定

最新の予定は、本会ホームページ（<https://nacsw.jp/>）をご確認ください。

日時(曜日)	事業名・研修名	会 場	備 考
11月9日	社会福祉士のための倫理綱領・行動規範研修	松本市勤労者福祉センター	
11月26日	累犯障がい者・高齢者の支援を考えるセミナー	オンライン	講師：掛川直之氏

◎ 入会状況（2025年7月末現在） * 会員数：1,254人 入会率：23.07% 人口10万人あたりの会員数：63.11人

編 集 後 記

「社会福祉士及び介護福祉士法」で社会福祉業務に携わる人の国家資格として社会福祉士が位置づけられて38年。資格をもっていることは専門職としての水準の高さを示し、有資格者が増えれば実質的な業務独占状態になると言われてきた。職種の細分化・縦割り…「分野外のことは分からない」と逃げたくなる。協働していくためにも社会福祉士会への入会・参画をご検討いただきたい。

(J・N)